

生活保護費支給事務調査に関する最終報告について

前回（平成 29 年 3 月 30 日開催）の議会全員協議会では「生活保護費支給事務調査結果書（中間報告 4）」としてまとめ、職員の告発に関する処分結果、亡失した生活保護費の賠償責任及び生活保護費盗難事件の捜査状況についてご報告いたしました。

このたび、亡失した生活保護費の賠償請求を行なった結果、被害額計 2,665,937 円の全額が納付されたことから、経過をご説明するとともに本調査を完了することをご報告いたします。

なお、本文は賠償請求に関する事項について概要をまとめたもので、この内容については、別紙「資料 1-2 生活保護費支給事務調査結果書（最終報告）」にも追記しています。追記箇所には下線を引いています。

賠償責任について

本件については、市長の監査請求に対し、監査委員より合議が成立に至らなかった旨の通知がなされたことを受け、市としては、市の損害の回復のため、資金前渡を受けた職員に対して地方自治法第 243 条の 2 第 1 項に基づく賠償請求を行うとともに、資金前渡者以外の関係職員らに対しても、損害との因果関係に応じて、民法上の賠償請求を行いました。

賠償請求の相手方及び請求額は、亡失した生活保護費に関係したケースワーカー及びその管理監督者並びに資金前渡者及びその管理監督者を対象とし、監督責任に係る賠償請求については、管理監督を実効的に行うことのできる課長職までを範囲とすることが合理的かつ妥当であるとの櫻井・田沢両検証専門員の意見を踏まえ、以下の表のとおりとしました。

担当者別請求額

担当者	請求額(円)	担当者	請求額(円)	担当者	請求額(円)
A	2,328,717	E	2,665,937	I	1,708,649
B	337,220	F	1,708,649	J	847,288
C	1,708,649	G	847,288	K	110,000
D	957,288	H	110,000		

請求額内訳(生活保護費支給対象者別被害額)

支給対象者	年度	被害額(円)	生活福祉課			福祉総務課		
			ケースワーカー	スーパーバイザー	課長	資金前渡者	課長	
a	26	648,670	A	C	E	F	I	
b	26	1,059,979	A	C	E	F	I	
b	25	367,478	A	D	E	G	J	
c	25	252,590	A	D	E	G	J	
d	24	90,000	B	D	E	G	J	
c	24	137,220	B	D	E	G	J	
e	22	110,000	B	D	E	H	K	
被害額計		2,665,937						

請求は、平成 29 年 4 月 25 日付で請求書を対象者 11 名に送付し、平成 29 年 4 月 28 日付で被害額計 2,665,937 円の全額が納付されました。